**平成３０年（フ）第３１１号**
神戸市須磨区平田町２丁目１番４号
債務者　マクソン株式会社
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３１２号**
神戸市須磨区東落合２丁目10番７号
債務者　進藤　浩次
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３２７号**
神戸市北区鹿の子台南町２丁目４番12号
債務者　藤本　　稔
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　のぼる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成３０年（フ）第５号**
石川県輪島市気勝平町１番地126　メゾン気勝Ａ棟２－１号室
債務者　長井　幸夫
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成３０年（フ）第１０２号**
北海道茅部郡森町字上台町326番地72
債務者　渡邊　貴寿
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１１４号**
函館市富岡町１丁目34番11号　サクセス富岡２階203号室
債務者　河村　仁美（旧姓郷路）
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１２６号**
函館市亀田本町26番10号
債務者　須田　敏之
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３３号**
北海道亀田郡七飯町大中山３丁目311番地７
債務者　伊藤　英樹
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３６号**
函館市西旭岡町１丁目30番地２　旭岡団地１－８号棟　403号室
債務者　吉田しのぶ
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３７号**
函館市榎本町19番５号
債務者　飯田　　潔
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第１３８号**
函館市湯川町３丁目46番２－３Ｅ号
債務者　平田　優子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
函館地方裁判所

**平成３０年（フ）第８７号**
千葉県白井市清水口２丁目４番８棟201号
債務者　多田　信義
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成３０年（フ）第１１０号**
千葉県成田市東町127番地４　（遠藤ビル301号室）
債務者　小林　健人
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成３０年（フ）第１２１号**
千葉県富里市七栄638番地３（ファミリーグリーン102）
債務者　矢澤利恵子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２９年（フ）第４７８号**
鹿児島県鹿児島市小野３丁目12番２号
破産者　飯田　和仁
1　破産債権の届出期間　平成30年６月６日まで
2　一般調査期日　平成30年７月25日午前10時30分
平成30年５月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第２０６０号**
札幌市中央区南９条西３丁目１番11－201号
破産者　小林　一弥
1　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午後２時
平成30年５月16日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第４９２９号**
大阪府池田市五月丘５丁目２番18号　山仁サツキハイツ１Ａ－301
破産者　西本　　亮
1　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
2　一般調査期日　平成30年７月12日午後２時
平成30年５月17日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１７４０号**
京都府京都市上京区西堀川通元誓願寺上る竪門前町414番地
破産者　株式会社想美苑
1　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
2　一般調査期日　平成30年７月２日午後３時45分
平成30年５月16日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係